



熊本市パートナーシップ 宣誓制度手続きガイド



〈目 次〉

- 1 パートナーシップ宣誓をご検討中の方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 手続き方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ・手続きの流れ
 - ・対象となる方
 - ・必要書類
 - ・交付する書類
 - ・再交付について
 - ・返還について
- 3 パートナーシップ宣誓制度に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 参考資料
「熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」

熊本市では、「互いに認め合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」をめざしています。

しかしながら、現状においては多様な性のあり方に市民等の理解が十分に浸透しているとは言えない状況です。

そこで、本市では、市民の性の多様性及び人権尊重の理解を深めるため、並びに典型的とされていない性自認や性的指向を持つ方々のパートナー関係の思いを受け止める仕組みとして「熊本市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

本制度は、お二人の関係を法的に保障するものではありませんので、税金の控除や相続など法律上の効果はありません。しかし、お二人がお互いを共に支えあいながら生きていく人生のパートナーであることを、熊本市が認め、その思いを受け止める制度です。

この制度の導入により、性的マイノリティに関する市民の理解が浸透し、多様性が尊重され、だれもがいきいきと、それぞれの個性と能力を発揮できる社会が実現できるよう期待しています。



〈手順の流れ〉

① 手続き日時の事前予約

（予約先：熊本市男女共同参画課 ☎（096）328-2262

✉ danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp）

- 宣誓日時（月～金午前9時～午後5時、祝休日・年末休暇を除く）の土日祝日を除く3日前までに予約を行ってください。
- 必要書類の確認及び記載方法をお尋ねください。
- その他、パートナーシップ宣誓制度に関する質問をお受けします。
- 郵送等での宣誓はできません。

② パートナーシップ宣誓

- 宣誓を予約した日時にお二人揃って、必要書類（P3参照）をご持参の上、男女共同参画課（市役所12階）においでください。（ご希望に応じて個室を用意します。）

③ 内容確認

- 提出書類に内容の不備がないか、宣誓書の対象となる要件を備えているか確認します。

④ 宣誓書受領証の交付

- 内容を確認し、宣誓書の要件を備えていると認められた場合、受領証を交付します。

〈対象となる方〉

パートナーシップ宣誓を行うには、下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・お二人とも満18歳以上であること
- ・いずれか一方が熊本市民であること（14日以内に転入を予定している場合を含む）
- ・独身であること
- ・宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ・宣誓する相手の方と近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと

〈必要書類〉

【提出が必要なもの】

- ① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）
- ② パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）
- ③ 住民票または熊本市に転入予定であることを証明する書類（各1通）
- ④ 独身証明書など配偶者がいないことを証明する書類（各1通）

【本人確認等のため提示が必要なもの】

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カードなど、官公庁が発行した本人の顔写真が添付されたものから1点
- ・通称名の使用を希望する場合は、希望する通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（郵便物、社員証、名刺等）から2点

※①②は熊本市公式ホームページでもダウンロードできますが、宣誓時に職員の面前で記入していただきます。（必要に応じて代書可）

※③は熊本市区民課等で交付を受けてください。熊本市に転入を予定している方は転出証明書の写しを提出してください。なお、本籍及び世帯主との続柄の表示は不要です。（3ヶ月以内のものに限る）

※④は本籍地の市町村で交付を受けてください。（3ヶ月以内のものに限る）外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳を提出してください。

※ほかに市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

〈交付する書類〉

- ・パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の写し（各1通）
- ・パートナーシップ宣誓書受領証等（様式第3号・様式第4号）（各1通）

〈再交付について〉

パートナーシップ宣誓書受領証等（様式第3号・様式第4号）を紛失、毀損した場合等は、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第5号）の提出により再交付します。
（宣誓から10年以内）

〈返還について〉

パートナーシップの解消や一方の死亡、双方が熊本市外へ転出した場合は、パートナーシップ解消等届（様式第6号）にパートナーシップ宣誓書受領証等（様式第3号・様式第4号）を添付し、熊本市へ返還してください。ただし、相互利用の協定を締結した自治体へ転出した場合はパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第7号）を提出し、そのまま使用することができます。相互利用の協定を締結した自治体については、熊本市公式ホームページにてご確認ください。

Q1

対象者はどのような人ですか？

熊本市では戸籍上同性のカップルには限定せず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象としています。

Q2

パートナーシップ宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

パートナーシップ宣誓制度は熊本市の独自の制度であり、戸籍や住民票は国の法律に基づいた制度なので、パートナーシップ宣誓をしても戸籍や住民票には記載されません。

Q3

制度利用にあたり、プライバシーは守られますか？

ご希望の場合は、宣誓の際に会議室を準備しますので、予約するときにお申し出ください。

Q4

宣誓の手續に費用はかかりますか？

宣誓に際し、費用はかかりません。ただし、住民票や独身証明書など宣誓に必要な書類の発行手数料は負担していただく必要があります。

Q5

代理や郵送での申請はできますか？

職員の面前で、本人確認の上、宣誓書に記載していただく必要があるため代理や郵送の申請はできません。ただし、ご自分で記載が難しいなどの場合は、代書は可能です。

Q6

通称名は使用できますか？

性別違和など、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。その際は、受領証等も通称名で交付します。

Q7

熊本市民でないと宣誓できないのですか？

いずれか一方が熊本市民の方、または 14 日以内に本市に転入を予定している方を対象としています。住民票、転出証明書が必要です。

Q8

宣誓書受領証は即日発行されますか？

宣誓書や必要書類等に不備がなく、宣誓が適正と認められる場合は、宣誓日当日に交付します。

Q9

熊本市外へ転出した場合はどうなりますか？

パートナーシップ関係の解消や一方の死亡、双方が市外へ転出する場合は宣誓書受領証を熊本市に返還する必要があります。ただし、相互利用の協定を締結した自治体へ転出した場合はパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第 7 号）を提出し、そのまま使用することができます。相互利用の協定を締結した自治体については、熊本市公式ホームページにてご確認ください。

Q10

結婚とはどのように違うのですか？

結婚は民法に基づく制度で、法的な権利、義務を伴います。それに対して、パートナーシップ宣誓制度は「熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので法的効力はありませんが、お二人のパートナーシップ関係を熊本市が認める制度です。

Q11

この受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

受領証等を持つことの意義はお二人の気持ちを行政が受け止め、お二人の関係を公式に認めることであり、現状で大きなメリットはありませんが、民間会社等において家族扱いのサービス拡大を期待するものです。

熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次熊本市男女共同参画基本計画（平成31年3月8日策定）の理念に基づき、誰もがともにいきいきと、個性と能力を發揮できるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の間の関係をいう。

3 この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が18歳以上であること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内へ宣誓の日から原則として14日以内に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方に宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前において次に掲げる書類に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
 - (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代書させることができる。
- 3 市長は、宣誓をしようとする者に対し、次に掲げる書類を宣誓書に添付するよう求めるものとする。
- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（本市に住所を有しない場合にあっては、本市の区域内に転入する予定が記載された転出証明書（転出証明書が提示できないときは、現住所の住民票の写し（双方とも本市に住所を有しない場合は、少なくともその一方について本市に転入する予定があることが確認できる書類））
 - (2) 独身証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、同項の書類に類する書類（有効期間内であるものに限る。）によって代えることができるものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類、郵便物等を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）又はパートナーシップ宣誓書受領証（カード式）（様式第4号。以下「受領カード」という。）のいずれか又は両方に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合には、これに準ずるもの）を受領カードに記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証又は受領カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領カードの再交付を希望するときは、第10条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ受領証等再交付申請書(様式第5号)により申請することができる。第4条第5項の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は受領証又は受領カードを再交付することができる。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が指定する場所に宣誓者の一方又は双方がパートナーシップ解消等届(様式第6号)に受領証又は受領カードを添付し、市長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証又は受領カードの返還が困難である場合は、添付を要しない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。(第10条に定める場合を除く。)

2 第4条第5項の規定は、前項の場合における本人確認について準用する。

(パートナーシップの宣誓の無効)

第9条 パートナーシップの宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

(1) 宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号のいずれかの規定に反しているとき。

2 前項第2号に該当する場合は、その該当する第3条各号の規定に反する事由が発生した時点以降に限って無効とする。

3 市長は、第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

(宣誓書の保存)

(自治体間での相互利用)

第10条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第7号)」を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証を使用している者が、第8条第1項第1号及び第2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体へ転出した場合には、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続している受領証の再交付については、第7条各項の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

私たち、_____と_____は、熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者)

フリガナ

氏名_____

(生年月日： 年 月 日)

フリガナ

(通称_____)

住所_____

(宣誓者)

フリガナ

氏名_____

(生年月日： 年 月 日)

フリガナ

(通称_____)

住所_____

(代書者)

氏名_____

【交付を希望するもの】

- パートナーシップ宣誓書受領証
 パートナーシップ宣誓書受領証 (カード式)

【交付を希望するもの】

- パートナーシップ宣誓書受領証
 パートナーシップ宣誓書受領証 (カード式)

注) 宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、代書者の欄に代書者の氏名をご記入ください。

(職員記入欄)

個人番号カード・旅券・免許証・その他()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()
-----------------------	-----------------------

パートナーシップ宣誓書受領証

様
（ 年 月 日生）

様
（ 年 月 日生）

ここにお二人が、熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

熊本市は、誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまちの実現を目指しています。

これからの人生をともに歩まれるお二人のご多幸を願います。

年 月 日

熊本市長 ○ ○ ○ ○

熊
本
市
長

熊本市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック

発行：2019（平成31年）3月

（令和元年（2019年）11月改定）

（令和2年（2020年）4月改定）

（令和4年（2022年）4月改定）

（令和4年（2022年）12月改定）

【問い合わせ】

熊本市文化市民局人権推進部男女共同参画課

〒860-0861 熊本市中央区手取本町1番1号

☎（096）328-2262

E-mail: danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp